

ご契約に関する積立利率について

ご契約に適用される諸利率等は、金利情勢等に応じて変動することがあります。

積立利率変動型年金支払型特殊養老保険（契約日は保険証券等でご確認ください）

【死亡保障期間中のご契約について】

契約日	2026年1月に適用される利率	2026年2月に適用される利率	死亡保障期間中の最低保証利率
2000年9月4日～2001年4月1日	年2.00%	年2.00%	年2.00%
2001年4月2日～2007年4月1日	年1.50%	年1.50%	年1.50%
2007年4月2日～2013年4月1日	年1.50%	年1.50%	年1.50%
2013年4月2日～2017年4月1日	年1.00%	年1.00%	年1.00%
2017年4月2日 以降 ※	年0.75%	年0.75%	年0.25%

※2026年2月にお申込みいただくご契約に適用される利率ではありません。

【年金支払開始後のご契約について】

契約日	2026年1月に適用される利率	2026年2月に適用される利率	年金支払開始後の最低保証利率
2000年9月4日～2001年4月1日	年1.50%	年1.50%	年1.50%
2001年4月2日～2007年4月1日	年1.40%	年1.45%	年1.00%
2007年4月2日～2013年4月1日	年1.20%	年1.20%	年1.00%
2013年4月2日～2017年4月1日	年1.00%	年1.00%	年1.00%
2017年4月2日 以降	年0.75%	年0.75%	年0.25%

○積立利率とは、積立金に付利する利率のことをいいます。

○積立利率は、更改日の前々月におけるこの保険の資産の運用実績に基づいて、毎月1日に更改されます。更改された積立利率は、1ヶ月間、積立金に付利し、積立金を増加させます。

○積立利率の更改にあたっては、死亡保障期間中は死亡保障期間中用の予定利率を、年金開始日以後は年金開始日以後用の予定利率を、それぞれ最低保証します。

○保険契約者(年金開始後は、年金受取人)に対して、年1回、その時点の積立利率と過去12ヶ月間の積立利率をお知らせいたします。

○上記表は、あくまで目安であり、ご契約によっては上記表通りとならないことがあります。

- ・当該保険は、登録日現在、法人における追加契約のみお引受けしており、新規のお客様のお引受けは停止しております。
- ・保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」および当社ホームページの「商品一覧（<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/>）」をご覧ください。
- ・当社がご提案する保険は、すべて無配当保険です。
- ・ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・契約年齢、払込期間、性別等によっては、保険金等の額が払込保険料総額を下まわることがあります。
- ・年金開始日以後、解約のお取扱はできません。
- ・記載の取扱は登録日現在の取扱によるもので、将来変更となることがあります。